

平成 25 年度 松戸市病院事業会計予算

(総 則)

第1条 平成25年度病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1. 市立病院事業

(1) 病 床 数

一般病床	605 床
感染病床	8 床
計	613 床

(2) 年間延患者数

入院患者数	172,645 人
外来患者数	248,148 人
計	420,793 人

(3) 1日平均患者数

入院患者数	473 人
外来患者数	1,017 人

(4) 主要な建設改良事業

○医療器械整備	370,000 千円
○千駄堀地区新病院建設用地取得	229,283 千円
○千駄堀地区新病院基本設計	78,983 千円
○3号館冷温水発生機交換事業	64,160 千円
○小児集中治療室整備事業	54,100 千円

2. 市立東松戸病院事業

(1) 病 床 数

一般病床 198 床

(2) 年間延患者数

入院患者数 61,320 人

外来患者数 52,948 人

計 114,268 人

(3) 1日平均患者数

入院患者数 168 人

外来患者数 217 人

3. 市立介護老人保健施設梨香苑事業

(1) 入 所 定 員

50 人

(2) 年間延利用者数

入所者数 17,885 人

通所者数 488 人

計 18,373 人

(3) 1日平均利用者数

入所者数 49 人

通所者数 2 人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款	市立病院事業収益	14,940,000	千円
第1項	医業収益	13,644,699	千円
第2項	医業外収益	1,046,559	千円
第3項	看護学校収益	147,761	千円
第4項	保育所収益	100,980	千円
第5項	特別利益	1	千円
第2款	市立東松戸病院事業収益	2,391,024	千円
第1項	医業収益	2,049,339	千円
第2項	医業外収益	341,684	千円
第3項	特別利益	1	千円
第3款	市立介護老人保健施設梨香苑事業収益	240,985	千円
第1項	施設事業収益	227,635	千円
第2項	施設事業外収益	13,349	千円
第3項	特別利益	1	千円

支 出

第1款	市立病院事業費用	14,940,000	千円
第1項	医業費用	14,412,800	千円
第2項	医業外費用	207,601	千円
第3項	看護学校費用	147,761	千円
第4項	保育所費用	116,018	千円
第5項	特別損失	25,820	千円
第6項	予備費	30,000	千円
第2款	市立東松戸病院事業費用	2,391,024	千円
第1項	医業費用	2,286,657	千円
第2項	医業外費用	99,365	千円
第3項	特別損失	2	千円
第4項	予備費	5,000	千円
第3款	市立介護老人保健施設梨香苑事業費用	240,985	千円
第1項	施設事業費用	238,418	千円
第2項	施設事業外費用	1,565	千円
第3項	特別損失	2	千円
第4項	予備費	1,000	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 466,145千円は、過年度分損益勘定留保資金 466,145千円で補てんするものとする。)

		収	入	
第1款	市立病院資本的収入			1,159,621 千円
第1項	企業債			653,300 千円
第2項	出資金			481,297 千円
第3項	負担金			25,020 千円
第4項	投資			2 千円
第5項	固定資産売却代金			1 千円
第6項	寄附金			1 千円
第2款	市立東松戸病院資本的収入			261,808 千円
第1項	企業債			17,000 千円
第2項	出資金			244,806 千円
第3項	固定資産売却代金			1 千円
第4項	寄附金			1 千円
第3款	市立介護老人保健施設梨香苑資本的収入			3,957 千円
第1項	出資金			3,955 千円
第2項	固定資産売却代金			1 千円
第3項	寄附金			1 千円

支 出

第1款	市立病院資本的支出	1,485,585 千円
第1項	建設改良費	922,709 千円
第2項	投 資	78,360 千円
第3項	償 還 金	474,516 千円
第4項	予 備 費	10,000 千円
第2款	市立東松戸病院資本的支出	398,887 千円
第1項	建設改良費	39,500 千円
第2項	償 還 金	354,387 千円
第3項	予 備 費	5,000 千円
第3款	市立介護老人保健施設梨香苑資本的支出	7,059 千円
第1項	建設改良費	2,500 千円
第2項	償 還 金	4,059 千円
第3項	予 備 費	500 千円

(継 続 費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総 額	年 度	年 割 額
1. 市立病院資本的支出	1. 建設改良費	千駄堀地区新病院建設事業	11,929,270 千円	平成25年度	0 千円
				平成26年度	263,346 千円
				平成27年度	3,859,100 千円
				平成28年度	7,806,824 千円

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
千 駄 堀 地 区 新 病 院 業 務 移 行 準 備 事 業	平 成 25 年 度 从 来 平 成 28 年 度 まで	30,000 千 円

(企 業 債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
市 立 病 院 医 療 器 械 整 備 事 業	370,000 千 円	証 書 借 入 又 是 証 券 発 行	4.5% 以 内	この資金は借入先の融通条件により償還する。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換えすることができる。
市 立 病 院 千 駄 堀 地 区 新 病 院 建 設 用 地 取 得 事 業	229,200 千 円			
市 立 病 院 小 児 集 中 治 療 室 整 備 事 業	54,100 千 円			
市 立 東 松 戸 病 院 医 療 器 械 整 備 事 業	17,000 千 円			

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、次のとおりと定める。

1. 市立病院事業 2,500,000 千円
2. 市立東松戸病院事業 300,000 千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 医 業 費 用
- (2) 医 業 外 費 用
- (3) 看 護 学 校 費 用
- (4) 保 育 所 費 用
- (5) 施 設 事 業 費 用
- (6) 施 設 事 業 外 費 用
- (7) 特 別 損 失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

1. 市立病院事業

- | | |
|---------------|--------------|
| (1) 職 員 給 与 費 | 8,476,466 千円 |
| (2) 交 際 費 | 129 千円 |

2. 市立東松戸病院事業

- | | |
|---------------|--------------|
| (1) 職 員 給 与 費 | 1,540,271 千円 |
| (2) 交 際 費 | 40 千円 |

3. 市立介護老人保健施設梨香苑事業

- | | |
|---------------|------------|
| (1) 職 員 給 与 費 | 179,020 千円 |
|---------------|------------|

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、次のとおりと定める。

- | | |
|--------------|--------------|
| 1. 市立病院事業 | 2,205,945 千円 |
| 2. 市立東松戸病院事業 | 136,941 千円 |

(重要な資産の取得)

第12条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

1. 市立病院事業

	(種類)	(名称)	(数量)
(1) 取得する資産	医療器械	人工心肺装置	1 式
		デジタル式一般撮影システム	1 式

平成 25 年 2 月 21 日 提出

松戸市長 本郷谷 健次